

児童扶養手当の支給要件が追加されました。

●児童扶養手当とは？

父母の離婚や死別などの理由で、父親または母親のみで子どもを育てている家庭などに対して、生活の安定と自立を助けるために支給されます。

●新しい支給要件

平成24年8月から、児童扶養手当の支給要件に「父または母に配偶者からの暴力(DV)で裁判所からの保護命令が出された場合」が加わりました。

●申請手続き

申請の翌月分から支給開始となりますので、支給要件に該当する人は、早めに手続きをしてください。

●手当額(月額)

- ・全部支給 41,430円
- ・一部支給 41,420円～9,780円
- ・加算額 第2子 5,000円、第3子以降 3,000円

※手当の額は、請求者・配偶者・同居している人の所得により制限される場合があります。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724

コミュニティ助成事業

宝くじ助成事業でエアコンなどを整備

宝くじ助成事業では、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進および地域文化への支援などに対して助成を行います。

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としたコミュニティ助成事業により、2自治会にエアコンなどが整備されました。

①立石区自治会

エアコン、テレビ、テーブル、イス、ホワイトボード、アルミ製掲示板、テントが整備されました。

②馬場区自治会

エアコン、冷蔵庫、テレビ、テーブル、イス、ホワイトボード、石油ストーブが整備されました。

この、コミュニティ助成事業は、宝くじ社会貢献広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成決定を行うもので、今後の立石区自治会および馬場区自治会の益々の活性化が期待されます。



立石区自治会に整備されたテント



馬場区自治会に整備されたエアコン

問い合わせ先 本庁 企画課 企画係 ☎0968・86・5721

季節性インフルエンザ予防接種 助成事業のお知らせ

高齢者向け

- 対象者 接種時に65歳以上の人
60～64歳の人で内臓疾患の身体障害者手帳1級程度を有する人
- 接種回数 1回
- 助成期間 10月1日(月)～12月31日(月)
- 助成額 3,700円／1回を上限に助成を行います。

子ども向け

- 対象者 接種時に生後6カ月～中学3年生の人
- 接種回数 13歳未満 2回 13歳以上 1回
- 助成期間 10月1日(月)～12月31日(月)
※13歳未満は、1回目を上記期間に接種すれば、2回目は平成25年1月31日(木)までが助成期間です。
- 助成額 3,000円／1回を上限に助成を行います。

委託医療機関などの詳細については、10月1日付けで区長便を通じて各戸配布しています「インフルエンザについて」の文書をご覧ください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

障害者虐待防止法が 10月1日施行されました

虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や、その他の心身の機能に障害がある人で、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人が対象となります。(障害者手帳を取得していない場合も含まれます。)

- 障害者虐待の種類 養護者、使用者、障害福祉施設従事者などによる虐待
- 虐待に該当する行為 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任(ネグレクト)
- 通報義務 虐待に気づいた人は、通報義務があります。早めの対応や支援が、虐待されている人だけでなく、虐待している人がかかえる問題の解決にもつながります。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724